

美濃加茂市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
平成 30 年度工事監査の結果を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 8 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
美濃加茂市監査委員 渡 辺 孝 男

平成 30 年度工事監査の報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の
規定に基づき、平成 30 年度工事監査を執行したので、同項第 9 項の規定
により、別紙のとおり提出する。

平成 30 年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

2) 監査の対象

平成 30 年度 市民プール解体工事

所管課 市民協働部スポーツ振興課

経営企画部施設経営課

3) 監査の実施日

平成 31 年 2 月 20 日（水）

4) 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員からの説明を求め実施した。

なお、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2 工事の概要

市民プールは、施設の老朽化及び利用者の減少で平成 26 年に利用を休止した。築後約 35 年経過するこの施設は、管理棟の外壁タイルが落下するなど危険な状態となっていること、また、再開の見込みがないことから平成 30 年度にプール施設全体の解体工事を行うこととしている。

◇プール施設の解体 1 式

- ・ 25m プール (FRP プール槽 375 m²、スタンド客席 L=19.5m、便所 89.10 m²)
- ・ 50m プール (アルミ製プール槽 955 m²、スタンド客席 L=53.85m)
- ・ 幼児用プール (スライダー L=25 m、噴水、冒険の池、流水プール)
- ・ 管理棟 (鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積 919.54 m²)

- ・ 合併処理浄化槽 (150 人槽、220 人槽)
- ・ 外構 (スロープ 1 式、L 型擁壁、フェンス、植栽等)

◇解体後整地 1 式

- ・ RC 沈砂池 $W=3.69 \text{ m} \times D=3.50 \text{ m}$
- ・ 目隠しフェンス $H=1.8 \text{ m}$ $L=190 \text{ m}$ 等

当施設は前平総合公園内に位置しており、前平総合公園再整備計画及び、「前平公園内民間活力導入事業」導入可能性調査により、今後の計画を具体化していく予定であり、今回の工事はプール本体及び、管理棟のほか付属施設や工作物の除却が主目的であり、最終形態が成果品となる。跡地利用が決定していない為、解体後の状態が長期間にわたる可能性もあり、近隣に対して土砂の流出などの影響を与えないような跡地整備とすることに配慮をした設計となっている。なお、隣接する道路築造工事、テニスコート照明改修工事との取合いがあり、施工順序について指定している。また、テニスコート利用者の安全確保についても条件明示されている。

3 監査の結果・・・監査委員意見『指導』

監査対象工事については、概ね適正に効率的に執行されているものと認められる。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、別紙報告書に記載したとおりであり、特に、工事現場の運営に係る建設業法、労働安全衛生法、消防法に關しての受注者側における不適切な事項が散見されました。監督指導の徹底をお願いします。

別紙報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等に留意され改善の事。

なお、是正措置された結果については後日、監査委員まで報告してください。

○平成30年度 市民プール解体工事

1. 建設工事保険等に受注者が加入しているとのことであるが、「工事請負契約約款」第51条（火災保険等）第3項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されている。書面により控えを提出させることが望ましい。
2. 工種別査定率がややもすると「設計事務所積算担当者」ゆだねられる傾向があり、工種別査定率及び本工事決定金額が「工事設計書」のどこに示されているか分かりやすく整理することが望ましい。
3. 施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、社会保険記入欄の記載も併せて再確認をお願いする。
4. 施工計画の実施工程表及び、毎月の履行報告書において構成比率が未記入であった。
5. 履行報告書の出来高管理は、施工済工事費／全工事費で除した数値（％）であり全工事の進度（工期、品質、経済性）を把握する上で重要である。施工済工事費は、受注者と発注者で積算金額、工種の構成比率が違う為、出来高数値に差異が発生することは否めない。受注者の当月実施出来高数値を分かりやすく集計にて計算できるようにすることが望ましい。
6. 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成后、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させる等の指導をお願いする。
7. 産業廃棄物処理に際して、前段に「建設廃棄物処理フロー図」を添付させると、発生材別の収集運搬業者及び処理業者との契約書が、チェックしやすい。今後指導をお願いする。
8. 竣工書類検査段階において、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行っていただきたい。
9. 現場事務所前の分別産業廃棄物置き場に集積保管されていた。現場内の産業廃棄物置き場は、一時保管場所であり、掲示看板（60cm×60cm以上）に所定の記載事項を明示し設置すること。

- 1 0. 施工体系図及び施工体制台帳に示される「主任技術者」及び「安全衛生責任者に準じる者」と現場体制と一致していない。現場体制に基づく氏名の修正をしておくこと。
- 1 1. 建設機械の燃料（ガソリン缶）及びガス切断用ボンベ（アセチレン・酸素）が放置されていた。台車に乗せ、「空・充」表示し、所定の置き場に置かせること。また、燃料、ガス切断使用時及び置き場には、消火器を設置しておくこと。
- 1 2. 建設業法等による工事現場掲示物の記載方法に間違いがあった。
（掲示物には、「公衆の見やすい位置」「関係労働者が見やすい位置」の別がある）公衆の見やすい位置に掲示する標識等、今一度再チェックし、記載事項の間違いを修正させること。